

宋政和七年有蘇復州民百餘戶避亂泛大海至文州  
登岸具言其由登州具奏詔蔡京童貫議遣使通好歲  
遣使命往來議事結盟夾攻大遼復取燕雲故地以致  
用兵兆亂焉

契

三朝北盟會編

卷之三

十三

三朝北盟會編卷之三終

本 = 初興本末  
風 = 初興風土  
冠 = 男女冠服  
婚 = 婚姻  
飲 = 飲食  
紀 = 松漠紀聞  
契 = 契丹国志

之天祚大怒下詔有女真作過大軍盡底剪除阿骨打  
聚諸酋以刀斃面仰天哭曰始與汝輩起兵共苦契丹  
殘擾而欲自立國爾今吾為若卑哀請降庶幾免禍乃  
欲盡剪除非人人効死戰莫能當也不若殺我一族汝  
等迎降可以轉禍為福諸酋皆羅拜帳前曰事已至此  
唯命是從以死拒之天祚率番漢兵十餘萬車騎巨五  
百里鼓角之聲旌旂之色震耀原野自長春路分路而  
進與女真兵會女真乘契丹未陣急擊之天祚大敗眾  
軍潰走遂攻掠慶饒等州縣東京黃龍府又陷蘇復渤  
海遼陽所管五十四州殺戮漢民計數百萬又渡遼東

三朝北盟會編

卷之三

十一

長春兩路大肆并吞意有楊朴者鐵州人少第進士累  
官至秘書郎說阿骨打曰匠者與人規矩不能使人必  
巧師者人之模範不能使人必行大王創興師旅當變  
家為國圖霸天下謀為萬乘之國非千乘所能比也諸  
部兵眾皆歸大王今力可拔山填海而不能革故鼎新  
願大王册帝號封諸蕃傳檄響應千里而定東接海隅  
南連大宋西通西夏北安遼國之民建萬世之鎡基興  
帝王之社稷行之有疑則禍如發矢大王何如阿骨打  
大悅吳乞買等皆推尊楊朴之言上阿骨打尊號為皇  
帝國號大金

以本土名阿祿阻為國號阿祿阻女真語  
金也以其水產金而名之曰大金猶遼人

契

以遼水名國也改元收國令韓企先訓字以王為姓以旻為名  
楊朴又稱說自古英雄開國或受禪或求大國封册遣  
人大遼以求封册其事有十乞徽號大聖大明一也國  
號大金二也玉輅三也袞冕四也玉刻御前之寶五也  
以兄弟通問六也生辰正旦遣使七也歲輸銀絹二十  
五萬正兩大宋歲賜之半八也割遼東長春兩路九也  
送還女真阿骨打產趙三大王十也天祚付南北面大臣  
會議蕭奉先等悉從所請遂差靜江軍節度使奚王府  
監軍蕭習泥烈翰林學士楊勉充册封使副歸州觀察  
使張孝偉太常少卿王甫充慶問使副衛尉少卿劉混

三朝北盟會編

卷之三

十一

充管押禮物官將作少監楊立忠充讀册文官云朕對  
天地之闕休荷祖宗之不業九州四海屬在統臨一日  
萬幾敢忘重任宵衣為事嗣服宅心眷惟肅慎之區實  
界扶餘之俗土濱巨浸財布中區雅有山川之名承其  
祖父之構碧雲裘野固須挺於渠材皓雪飛箱疇不推  
於絕駕封章屢報誠意交孚載念遙芬宜膚多載是用  
遣蕭習泥烈等持節備禮策為東懷國至聖至明皇帝  
嗚呼義敦友睦地列豐腴惟信可以待人惟寬可以馴  
物戒哉欽哉式孚于休玉輅與象輅御寶刻東懷印到  
其國楊朴以册文非是阿骨打大怒鞭其使卻回之大

契

山終致後害爲言亦不聽卒歸之天祚嗣位天祚乃遼國第九代

即律延昭立未久當中國崇甯之間漫用奢侈宮禁嚴

尙北珠北珠者皆北中來權場相貿易天祚知之始欲

禁絕其下謂中國傾府庫以市無用之物此爲我利而

中國可以因恣聽之而天祚亦驕汰遂從而慕尙焉北

珠美者大如彈子而小者若桐子皆出遼東海漢中每

八月望月色如晝則必大熟乃以十月方採取珠蚌而

北方沍寒九十月則堅冰厚已盈尺矣鑿冰沒水而捕

之人以病焉又有天鵝能食蚌則珠藏其隰又有俊體

號海東青者能擊天鵝人旣以俊體而得天鵝則於其

三朝北盟會編

卷之三

九

嚙得珠焉海東青者出五國五國之東接大海自海而

來者謂之海東青小而俊健爪白者尤以爲異必求之

女真每歲外鷹坊子弟趣女真發甲馬千餘入五國界

即東海巢穴取之與五國戰鬪而後得女真不勝其擾

加之沿邊諸將如東京留守黃龍府尹等每到官各管

女真部族依例科數拜奉禮物各有等差所司弊倖百

出又有使者號天使佩銀牌每至其國必欲薦枕者其

國舊輪中下戶作止宿處以未入室女侍之後使者格

釋特大國使命惟擇美好婦人不問其有夫及閱閱高

者女真浸忿由是諸郡皆怨叛潛附阿骨打咸欲稱兵

紀

契

紀

以拒之天慶二年春天祚混同江釣魚舊例諸國會長

盡來獻方物宴會犒勞諸酋歌舞爲樂至阿骨打但端

立正視辭以不能天祚謂蕭奉先曰阿骨打筵上意氣

雄豪可託一邊事殺之不然恐貽後患奉先諫而止阿

骨打自宴漁河歸漸懷異志疑遼見伐粘罕曰迎風縱

棹順板走丸禍至速矣不如乘其無備先併隣國聚眾

爲備以待其變於是併東瀕西渤二海部族用粘罕骨

捨兀室爲謀主參與議論以銀珠割移烈婁宿闍母等

爲將帥阿骨打有度量善謀粘罕善用兵好殺骨捨剛

毅而殘忍粘罕兄事骨捨在內則骨捨坐粘罕上在外

三朝北盟會編

卷之三

十

則粘罕坐骨捨上兀室奸猾而有才自製女真法律文

字成其一國國人號爲珊蠻珊蠻者女真語巫媼也以

其通變如神粘罕以下皆莫之能及大抵數人皆黠虜

也天慶四年率兵叛遼會集諸部全裝軍二千餘騎首

犯混同江之甯江州攻破之殺戮無噍類大敗渤海之

眾獲甲馬三千又敗蕭嗣先於幽河店又敗涑流河黃

龍府咸州好草谷四路都統誅殺不可勝計丁壯即加

斬截嬰孺貫槩上盤舞爲樂所過赤地無餘侵併諸路

簽揀強人壯馬充軍遂有鐵騎萬餘天祚下詔親征粘

罕兀室僞請爲卑哀乞降者旣示眾反以求戰慢書上

契

契

有大事適野環坐畫灰而議自卑者始議議畢即漫滅  
 之人不聞聲其密如此將行軍大會而飲使人獻策主  
 帥聽而擇焉其合者即為將任其事師還又大會間有  
 功高下賞之以金若干舉以示眾或以為薄復增之初  
 叛之時率皆騎兵旂幟之外各有字記小大牌子繫馬  
 上為號每五十人分為一隊前二十人全裝重甲持棍  
 鎗後二十人輕甲操弓矢每遇敵必有一二人躍馬而  
 出先觀陣之虛實或向其左右前後結隊而馳擊之百  
 步之內弓矢齊發中者常多勝則整隊而緩追敗則復  
 聚而不散其分合出入應變若神人自為戰則勝遼國

三朝北盟會編 卷之三 七

沿邊置東京黃龍府兵馬都部署司咸州湯河兵馬詳  
 穩司東北路統軍司分隸之至遼主道宗朝避興宗之  
 諱改曰女真遼主秋歲入秋山女真常從呼鹿射虎搏  
 熊皆其職也辛苦則在前逸樂則不與然為邊患或臣  
 於高麗或臣於契丹叛服不常遼國謂之羈縻酋而已  
 本朝建隆二年始遣使來貢方物多名貂皮自此無虛  
 歲或一歲再至雍熙中來訴契丹置三柵屯兵絕其朝  
 貢之路乞遣兵平之真宗為降詔撫諭而不發兵又嘗  
 訟高麗誘契丹侵其疆高麗盛言女真貪殘不可信大  
 中祥符二年契丹往伐高麗過其國乃與高麗合拒契

d

契

兵制

丹女真眾纔一萬弓矢精強又善為冰城以水沃而成  
 冰堅不可上契丹大敗喪師而還至仁宗朝遂不復通  
 中國先是建隆以來熟女真由蘇州泛海至登州賣馬  
 故道猶存元豐五年詔先朝時女真常至登州賣馬後  
 聞馬行道徑為高麗隔歲久不至今朝廷與高麗往還  
 可降詔王徽如女真願市馬中國者許假道而女真之  
 使卒不至其初酋長本新羅人號完顏氏完顏猶漢言  
 王云女真以其練事後隨以首領完顏之兄弟三人一  
 為熟女真酋長號萬戶其一適他國完顏年六十餘女  
 真妻之以女亦六十餘生二子其長即胡來也自此傳

三朝北盟會編 卷之三 八

三人至陽哥太師以至阿骨打阿骨打身長八尺狀貌  
 雄偉沈毅寡言笑顧視不常而有志能用其人稍稍  
 併吞傍近都族或說以誘納叛亡或加以盜藏牛馬好  
 則結為親以和取之怒則加兵以強掠之力農積穀練  
 兵牧馬外則多市金珠良馬歲時進奉賂遺權貴以通  
 情好如此者十餘年道宗末年阿骨打來朝以悟室從  
 與遼貴人雙陸貴人投瓊不勝妄行阿骨打憤甚拔小  
 佩刀欲刺之悟室急以手握鞫阿骨打止得柄劖其胸  
 不死道宗怒侍臣以其強悍威勸誅之道宗曰吾方示  
 信以待遠人不可殺或以王衍縱石勒張守珪教安祿

紀

紀本

邂逅相契調讓往返即載以歸不為所願者至追逐馬  
足不遠數里其攜妻歸甯謂之拜門因執子婿之禮其  
樂則惟鼓笛其歌則有鷓鴣之曲但高下長短鷓鴣二  
聲而已其疾病則無醫藥尙巫祝病則巫者殺豬狗以  
禳之或車載病人至深山大谷以避之其死亡則以刃  
斃額血淚交下謂之送血淚死者埋之而無棺槨貴者  
生焚所寵奴婢所乘鞍馬以殉之所有祭祀飲食之物  
盡焚之謂之燒飯其道則無旅店行者息於民家主  
人初則拒之拒之不去方具飲食而納之苟拒而去則  
餘家無復納之其市易則惟以物博易無錢無蠶桑無

三朝北盟會編

卷之三

五

工匠舍屋車輅往往自能為之其姓氏則曰完顏謂王  
赤蓋謂張那懶謂高排磨申獨斤奧敦紇石列禿丹婆  
由滿釀剌麥剌陀慢溫迪掀棹索拗兀居尼漫古棹角  
阿番字木律兀毯字木律字木律遇兩隆晃兀獨頂阿  
迭烏陵蒲察烏延徒單僕散溫敦龐古唐時初稱姓擊至唐末部落繁  
盛共有三十首領每首領有一姓通有三十姓其官名則以九曜二十八宿為  
號曰諸版字極烈大官人字極烈官人其職曰忒母萬  
戶胡眼千戶毛毛可百人長蒲里偃牌子頭字極烈者  
料官也猶中國言總管云自五戶字極烈推而上之至  
萬戶字極烈皆自統兵緩則射獵急則出戰其宗室皆

風

b

風

謂之郎君無大小必以郎君總之雖卿相盡拜於馬前  
郎君不為禮役使奴隸又有號阿盧里移賚字極烈粘  
罕為元帥後雖貴亦襲父官而不改其號其法律吏治  
別無文字刻木為契謂之刻字賦斂調度皆刻箭為號  
事急者三刻之殺人剗者培其腦而死之其家人為  
奴婢親戚欲得者以牛馬財物贖之其贖以十分為率  
六歸主而四沒官罪輕者決以柳條或贖以物貸命則  
割耳鼻以誌之其獄掘地數丈置囚於其中其稅賦無  
常遇用多寡而斂之法令嚴殺人取民錢重者死其他  
罪無輕重悉決柳條管背不杖於臂恐妨騎馬罪極重

三朝北盟會編

卷之三

六

者鞭以沙袋守一州則一州之官許專決守一縣則一  
縣之官許專決凡有官者將決杖之廊廡賜以酒肉官  
尊者決於堂上已杖視事如故其用兵則戈為前行人  
號曰硬軍人馬皆全甲刀自副弓矢在後設而不發非  
五十步不射弓力不過七斗箭鏃至六七寸形如鑿入  
輒不可出攔不滿百隊伍之法什伍百皆有長伍長擊  
柝什長執旂百長挾鼓千長則旂幟金鼓悉備伍長戰  
死四人皆斬什長戰死伍長皆斬百長戰死什長皆斬  
負戰鬪之屍以歸者則得其家賞之半凡為將人自執  
旂人視其所向而趨自主帥至步卒皆自取無從者國

風

c

風

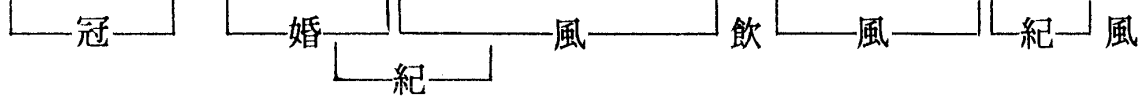
風

科条

b

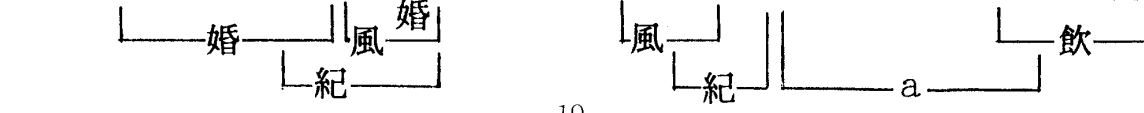
撤稍薄則墮指裂膚盛夏如中國十月西北自雲中至  
 燕山數百里皆石坡地極高去天甚近東有蘇扶等州  
 與中國青州隔海相直多大風風順隱聞鷄犬聲其  
 人則耐寒忍飢不憚辛苦食生物勇悍不畏死其性奸  
 詐貪婪殘忍貴壯賤老善騎上下崖壁如飛濟江不用  
 舟楫浮馬而渡精射獵每見巧獸之蹤能躡而摧之得  
 其潛伏之所以樺皮爲角吹作吻吻之聲呼麋鹿射而  
 啖之但存其皮嗜酒而好殺醉則縛而俟其醒不然  
 殺之雖父母不能辨也其俗依山谷而居聯木爲柵屋  
 高數尺無瓦覆以木板或以樺皮或以草綳繆之墻垣  
 三朝北盟會編 卷之三 三

離壁率皆以木門皆東向環屋爲土床熾火其下與寢  
 食起居其上謂之炕以取其煖奉佛尤謹以牛負物或  
 鞍而乘之遇雨多張牛革以爲禦無儀法君臣同川而  
 浴肩相摩於道民雖殺鷄亦召其君而食之父死則妻  
 其母兄死則妻其嫂叔伯死則姪亦如之故無論貴賤  
 人有數妻飲宴賓客盡攜親友而來及相近之家不召  
 皆至客坐食主人立而待之至食罷衆客方請主人就  
 坐酒行無算醉倒及逃歸則已其衣服則衣布好白衣  
 短而左衽婦人辮髮盤髻男子辮髮垂後耳垂金銀留  
 腦後髮以色絲繫之富者以珠玉爲飾衣墨裘細布貂



鼠青鼠狐貉之衣貧者衣牛馬豬羊貓蛇犬魚之皮其  
 飯食則以糜釀酒以豆爲醬以半生米爲飯漬以生狗  
 血及葱韭之屬和而食之芼以蕪羹食器無瓠陶無碗  
 筯皆以木爲盤春夏之間止用木盆注□粥隨人多寡  
 盛之以長柄小木杓子數柄回環共食下粥肉味無多  
 品止以魚生獐生間用燒肉冬亦冷飲卻以木櫟盛飯  
 木盆盛羹下飯肉味與下粥一等飲酒無算只用一木  
 杓子自上而下循環酌之炙股烹脯以餘肉和菜擣白  
 中糜爛而進率以爲常其禮則拱手退身爲喙跪右膝  
 蹲左膝著地拱手搖肘動止於三爲拜其言語則謂好  
 三朝北盟會編 卷之三 四

爲戚或爲塞痕謂不好爲辣撒謂酒爲勃蘇謂拉殺爲  
 蒙山不屈花不辣謂敲殺曰蒙霜特姑又曰霑勃辣駭  
 夫謂妻爲薩那罕妻謂夫爲愛根其節序元日則拜日  
 相慶重午則射柳祭天其人不知紀年間之則曰吾見  
 青草幾度以草一青爲一歲其婚嫁富者則以牛馬爲  
 幣貧者則女年及笄行歌於途其歌也乃自叙家世婦  
 工容色以仲求侶之意聽者有未娶欲納之者即攜而  
 歸其後方具禮偕女來家以告父母貴游子弟及富家  
 兒日夕飲酒則率攜尊馳馬戲飲其地婦女聞其至多  
 聚觀之間令侍坐與之酒則飲亦有起舞謳歌以侑觴



〔表三〕『会編』卷二の出典

三朝北盟會編卷之三

朝散大夫兼翰林院直學士徐夢莘編集

政宣上帙三

起重和二年正月十一日丁巳盡其日

重和二年正月十一日丁巳金人李善慶等至京師

是日李善慶等入國門館於寶相院上令蔡京童貫鄧文誥見之議事詔補善慶脩武郎小散多都騎從義郎渤達秉義郎給全俸女真古肅慎國也本名朱理眞番語訛爲女眞本高麗朱蒙之遺或以爲黑水靺鞨之種而渤海之別族三韓辰韓其實皆東夷之小國也世居

三朝北盟會編 卷之三

一

混同江之東長白山鴨綠水之源又名阿木火取其河之名又曰阿芝川凍流河阿骨打建號改曰皇帝塞至夏改曰會甯府上京東瀕海南鄰高麗西接渤海鐵離北近室韋三國志所謂挹婁元魏所謂勿吉隋謂之黑水部唐謂之黑水靺鞨者蓋其地也有七十二部落無大君長其聚落各酋豪分治之隋開皇中遣使貢獻文帝因宴勞之使者及其徒起舞於前而曲折皆爲戰鬪之狀文帝謂侍臣曰天地間乃有此物常作用兵意唐貞觀中太宗征高麗靺鞨佐之戰甚力駐蹕之敗高麗壽高惠眞以眾及靺鞨兵十餘萬來降太宗悉俾縱之

本 本 紀

獨坑靺鞨三千人開元中其酋來朝拜爲勃利刺史遂

置黑水府以部長爲都督刺史訖唐世朝獻不絕五代

時始稱女眞後唐明宗時常寇登州渤海擊走之契丹

阿保機乘唐衰亂開國北方併吞諸蕃三十有六女眞

其一焉阿保機慮女眞爲患乃誘其強宗大姓數千戶

移置遼陽之南以分其勢使不得相通遷入遼陽著籍

者名曰合蘇款所謂熟女眞者是也自咸州之東北分

界入山谷至於東沫江中間所居隸屬咸州兵馬司許

與本國往來非熟女眞亦非生女眞也自東沫之北甯

江之東北地方千餘里戶口十餘萬散居山谷間依舊

三朝北盟會編 卷之三

一

界外野處自推雄豪酋長小者千戶大者數千戶則謂之生女眞極邊遠而近東海者則謂之東海女眞多黃髮鬢皆黃目睛綠者謂之黃頭女眞其人慙樸勇鷲不能辨生死女眞每出戰皆被以重鎧令前驅名曰硬軍種類雖一居處懸遠不相統屬自相殘殺各爭雄長其地則自契丹東北隅土多林木田宜麻穀以耕鑿爲業不事蠶桑土產名馬生金大珠人參及蜜蠟細布松實白附子禽有鷹鷂海東青獸多牛羊麋鹿野狗白兔青鼠貂鼠花果有白芍藥西瓜海多大魚螃蟹冬極寒多衣皮雖得一鼠亦褫皮藏之皆以厚毛爲衣非入室不

本 風

紀

張棟の『金函経』について

〔表二〕復原した『金函経』の項目と記事の所在

浮囟	阜隸	取士	官品	冠服	車徽	旗幟	儀衛	山陵	禘祫	宗廟	宮室	京邑	飲食	婚姻	男女冠服	初興風土	初興本末	世系譜	金函経
													○	○	○	○	○		会編 卷3
		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							会編 卷24
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			大金国志
○	○			○	○	○							○	○	○	○	○		金志
													○			○	○		揚沙録
		建炎以来繫年要録			建炎以来繫年要録							中興小紀		松漠紀聞				建炎以来繫年要録	その他

道教	屯田	用師	田獵	刑法	赦宥	京府節鎮防禦州軍	地里駅程
		○		○			
	○	○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
							松漠紀聞
							松漠紀聞
							建炎以来繫年要録





書名を『金国志』とし、その下に小字で「四十卷」と記している。四十卷と

いうのは勿論『大金国志』の巻数である。拙稿では重較『說郭』本を用いた。

9 熊克撰『中興小紀』四十巻については『直齋書録解題』巻四、編年類に、

中興小歴四十一卷

熊克撰、克之為書、往往疏略、多抵牾、不称良史、

と記す。『提要』巻一〇、史部、編年類には、これを少し弁護した所がある。

10 徐夢莘撰『三朝北盟会編』は、始め鈔本で行われていた。現在通行してい

るのは光緒四年（一八七八）袁祖安氏排印本と、光緒三十四年許涵度氏校刊

本である。袁氏本は譌誤が殊にひどいという。一九三九年に史学研究社から

出た刊本は校勘がいきとどいていそうだが未見。拙稿では手許にあった袁

氏本を用いた。

前掲陳氏「三朝北盟会編考」第三章 伝本、外山軍治「三朝北盟会編」

（『アジア歴史事典』、一九六〇）参照。

11 筆者はかつて「金代女真の信仰—仏教の受容について—」（『東海女子短期

大学紀要』九、一九八三）に於て、「奉仏尤謹」の四字句を、生女真の奉仏

の記録と解釈しようとしたが、やはりこの句は『松漠紀聞』から引いたもの

で、第三代熙宗の頃の状況を謂ったものと解すべきである。ここに訂正した

い。

12 『契丹国志』巻頭の進契丹国志表による。なお同書巻頭には契丹初興本末

という一文が載せられている。

13 『北風揚沙録』は、次の諸版にあるものを参照した。

元陶宗儀輯『說郭』巻二五所収 宋闕名撰『北風揚沙録』（民国十六年上

海商務印書館拋明鈔本校正排印本）

元陶宗儀輯 明闕名重較『說郭』弓五五所収 宋陳準撰『北風揚沙録』

（宛委山堂藏版本）

清厲鶚撰『遼史拾遺』巻一八、女直国条所引『北風揚沙録』（光緒元年江

蘇書局刊本）

三者の文章は若干異なり、文字数を見ると、前から順に一〇九〇字、一〇

九二字、一〇六九字となっている。両『說郭』本は字数は近いものの、字句

の異同はかなり多い。両『說郭』はそれぞれ別の鈔本によったのであろう。

どちらが優れているとは言いがたい。『遼史拾遺』が用いたのも鈔本で、厲鶚

は『揚沙録』の文の後に「鶚案、取民錢以下、写本有誤、不可考矣」との案

語を付している。拙稿では『說郭』巻二五所収のものを用いた。

14 前掲陳氏「三朝北盟会編考」第七章、未標明出処之引用材料、卷三之女真

記事。

（一般教養）

など、甚だ繁雑なものとなったが、それでも幾らかは三上氏の研究を補うことができたと思う。以上をまとめて、最初に掲げた所の三上氏の結論に更に次の所見を付け加えたい。

一、『会編』『大金国志』『金志』『揚沙録』は、それぞれ別の『金図経』鈔本を用いたと考えられる。

一、『会編』卷三の女真記事は、張棣の『金図経』、洪皓の『松漠紀聞』、葉隆礼『契丹国志』などをもとにして著わされた。

一、『北風揚沙録』は張棣の『金図経』を極めて短く節略したものである。

一、従って『会編』卷三、卷二四四、および『大金国志』『金志』

『揚沙録』を比較参照すれば、張棣撰『金図経』の原形に近づくことができ、諸書にある記事の関係をよくふまえれば、各記事は安心して資料とすることができる。

散佚した古文獻の文章を復原するのは、自と限界がある。『金図経』はその点誠に幸運な書であった。諸書に散在する『金図経』の記事は、女真史の研究に充分に使用していくことができる。表の一―三は、その際の参考になればと思う。

#### 註

1 三上次男「張棣の金国志(金図経)について」(『岩井博士古稀記念典籍論集』所収、一九六三、『金史研究』二所収、一九七〇)

2 陳楽素「三朝北盟会編考」(『歴史語言研究所集刊』六一二、六一三 一九三五)、第一章、撰者、会編之完成及史官奏取

3 李心伝撰『建炎以来繫年要録』二百卷は、開禧三年(一二〇七)から嘉定三年(一二一〇)の間に成ったという。前掲陳氏「三朝北盟会編考」第七章、未標明出処之引用材料、繫年要録成書年代及其選称引用会編之原因。

4 『金史』卷一、世紀には、景祖の第五子穆宗の呼称について説いた所があり、

凡叢言・松漠紀・張棣金志等書、皆無足取、とある。

5 『松漠紀聞』(学津討原本)にある洪适と洪遵の跋による。

6 『宋史』卷二〇三、芸文志二、伝記類に、張棣金亮講和事迹一卷

という書が見えるが、『正隆事迹』のことであろう。『会編』には『正隆事迹』が、卷二三三と卷二四二に引かれている。

7 註4も参看。

8 『金志』は次の諸版を参照した。

元陶宗儀輯『說郭』卷八六所収『金国志』(民国十六年上海商務印書館明鈔本校正排印本)

元陶宗儀輯 明闕名重較『說郭』引五五所収『金志』(宛委山堂藏版本)  
明李栻輯『歷代小史』卷六二所収『金志』(民国二十九年上海商務印書館用明刻本景印本)

明吳琯輯『古今逸史』逸記列伝所収『金志』(民国二十六年上海商務印書館用吳氏校刊本景印本)

いずれも字数は殆ど変わらず、文字の異同も微々たるものである。ただ『歷代小史』本には欠落頁があり、『古今逸史』本によって補われている。又いずれの『金志』も撰者を宇文懋昭とするが、『說郭』卷八六所収本は巻頭の

a については、『揚沙録』には、  
以粟粥燔肉為食、上下無異品、

とある。いかにも短い文で、一見無関係のようにもとれるが、しかし『会編』に「其飯食……」と云う一段をごく簡約にすると、こうした表現になるであろう。「回環共食」「自上而下、循環酌之」と云う所などは「上下無異品」としても大過あるまい。a の部分は『金図経』飲食の項に入れても、何ら違和感のない文章である。

b については、『揚沙録』には、  
官之尊者、以九曜二十八宿為号、職皆曰勃極列、猶中国総管、蓋糾官也、自五戸勃極列、推而上之至萬戸、皆自統兵、緩則射獵、急則出戰、宗室皆謂之郎君、無大小、必以郎君総之、雖卿相、亦拜馬前、而郎君不為礼、役使之如奴隸、

とある。文の一部が『金志』の初興風土と重なっており、b は『金図経』の初興風土の文であったと推定できる。

c にあたる『揚沙録』の文は、  
凡用兵、戈為前行、号曰硬軍、人馬皆金甲、刀楛自削、弓矢在後、設而不發、非五十步不射、弓力不過也、箭鏃至六七寸、形如鑿、入不可出、人携不滿百枝、其法十五百、皆有長、五長擊柝、行長執旗、百長挾鼓、千人將則旗幟金鼓悉備、五長戰死、四人皆斬、行長戰死、伍長皆斬、百長戰死、行長皆斬、能負同伍戰没之戸以歸、即得其家資、凡將皆執旗、人視其所向而趨、自主將至卒、皆自馭無從者、

とある。全く同じと言ってよい。初興風土か用師にあった記事であろう。

d についても『揚沙録』は同文である。

宋朝建隆二年、始遣使來朝、貢方物名馬貂皮、

d の条の前後は、『契丹国志』にも『松漠紀聞』にも無い文章である。この文章は d を挟んで、女真が遼国の沿辺に隸属していた時から、遼に反発して阿骨打が挙兵するまでを短くまとめている。これを初興本末の項の後方に配すれば、金朝の前史は全て整うことになる。或いは d 全部が『金図経』にあったものかとも考えるが、これは想像に止めておくしかない。

このように、『揚沙録』を『金図経』の節略本だと判定したことが妥当だとすれば、『会編』卷三の記事の出典はほぼ全て明らかとなり、特に前半の大部分が『金図経』に基づいたことが確かめられて、これらの記事の信憑性がより確かなものとなる。

最後になったが、陳榮素氏の所論を紹介しておかなくてはならない。氏は「三朝北盟会編引書考」を著して、その中で『会編』卷三の記事は宋 李燾の『四繫録』二十卷に依ったものと推測された<sup>(14)</sup>。『四繫録』というのは、淳熙三年(一一七六)に成った、契丹や女真の起滅を記したという書で、今には伝わっていない。氏はその書が扱った紹聖から宣和、靖康に至る間が丁度女真の興起の時期に当たるという点に着目したのである。しかし『会編』卷三の文は、上述のとおり張棣の『金図経』と合致し、そして『金図経』の完成は淳熙二年である。この説には同意することができない。

## 五 結論

拙稿は資料間の比較に終始し、一部三上氏の論文と重なる所がある

かし『会編』の引用書目一覧には『契丹国志』の名は無い。おそらく『契丹国志』を使用したものと考えられるが、『契丹国志』が成った淳熙七年(一一八〇)というのは<sup>(12)</sup>、『会編』の出来た時とそう離れていないから、『会編』が『契丹国志』と同じ資料に拠った可能性もないではない。

#### 四 『北風揚沙録』とは

元 陶宗儀輯『説郭』に、『北風揚沙録』という書が載せられている。総字数二千百余の短篇であるが、女真民族の沿源より説き始めて諸習俗をつづり、一応のまとまりを有っている<sup>(13)</sup>。ところがこの書は、『会編』巻三や『金志』等と対照していくと文章のほぼ全てが一致してしまふ。

『説郭』の一本にはこの書を宋の陳準の撰としているが、陳準という人物については何も分らない。『北風揚沙録』(以下『揚沙録』と略す)は、清 厲鶚の『遼史拾遺』巻一八、女直国の条にも引かれていて、そこには、

無名氏北風揚沙録曰、…

となっている。この他、諸史の芸文志や目錄類にはこの書名や人名は見当らない。

陳準なる者が実際に筆を執ったかどうかは分らないが、その内容から見ると、『揚沙録』は『金図経』を節略して作り上げたに相違ない。そうしてみるとこの書も、『金図経』の復原に大いに役立つことになる。

『揚沙録』の始め三分の一の文は『金志』の初興本末の項とほぼ同じである。それなら『揚沙録』も『金志』と同系の『金図経』鈔本に基づいたのかというと、そうでもなさそうである。例えば、『揚沙録』に女真の生活の様子を記して、

屋無瓦、覆以板、或樺皮、牆壁亦木為之、産名馬生金大珠、頗事耕藝、而不蠶桑、

という箇所があるが、これは『会編』巻三には、

以耕鑿為業、不事蠶桑、土産名馬生金大珠……、屋高数尺、無瓦、覆以木板、或以樺皮、或以草網繆之、墻垣籬壁、率皆以木、

とあり、『金志』初興風土の方には、

土産……北珠生金、……喜耕種好魚獵、……其居、……或覆以板与梓皮、如墻壁亦以木為之、

となっている。文章を比べてみると、一部は『会編』と同じであり一部は『金志』の方により似ている。

また『揚沙録』に「臣属契丹二百年、世襲節度使封号、兄弟相伝、周而复始」と云う文は、これは『金志』の初興本末にしか見られない。また『揚沙録』に「男子亦衣紅黄、与婦人無別」と云う所は、『会編』にも『金志』にも無い。こうしたことが全体を通じて多々あることから、『揚沙録』は『会編』や『金志』に基づいたものとはまた別の『金図経』の鈔本を元にしたと考えるのが無難であろう。

さて『金図経』の復原に使用できる部分について話を移したい。

『揚沙録』には、表三のaとdと指示した所、つまり『会編』巻三の中で出典が不明であった箇所と同じ文が見られる。ということは、aとdも『金図経』にあった文だということになる。

たものようである。

ただこの巻三の記事は、大多数の典拠を明記している『会編』の中に在って、それが無いもの一つで、そのため甚だ興味ある資料でありながら、使用が躊躇されたものであった。しかしこの内容を仔細に調べたところ、張棟の『金図経』を主として『松漠紀聞』『契丹国志』などを使って編まれていることが判明し、安心して利用できることを確認した。元の文章が細かく分解され書き換えられたことによって、中には原文とは違った表現になった所もあるが、それが反って原文を理解し易くした場合もあり、利用価値は損なわれていない。『会編』の体裁からいえば、『金図経』など諸書の記事をそのまま並べてもよかつたように思われるが、それを敢えて編み直したというのは、撰者がこの巻には特に力を入れたということなのであろう。表三は、『会編』巻三と諸書を比べた結果であり、各行の出典をおおまかに示した。使用した版は、光緒四年如皋袁氏の排印本である<sup>(10)</sup>。

『会編』巻三女真記事の前半大部分は、表三を見ると一目瞭然、『金図経』の初興本末、初興風土、男女冠服、婚姻、飲食の各項と『松漠紀聞』で作られている。前半後部では、『金図経』の刑法(科条)、用師(兵制)の項から一部が抜き出されて使われている。但し『会編』巻三の中には巻二四四の『金図経』の文を重複して使った所はない。つまり『会編』の撰者は、『金図経』の記事を前後で重ならないように、きちんと分けて使用しているのであって、この辺からも『金図経』の原形が『会編』の巻三と巻二四四を併せたものであったことが察せられる。

一部典拠不明の部分があるが、それらはおおむね飲食、飲食、婚姻、

官名、用師に関する記事である。『金図経』には相応の項目が存在するから、これらの文も『会編』が用いた所の『金図経』の中にあつた可能性が高い。これらのうち表三にaとdとした部分については次節で明らかにする。

ところで、これだけ多くの項目をばらばらにして接ぎ換えると、おかしな箇所も出てくるもので、例えば表三の第三葉左に、

環屋為土床、熾火其下、与寝食起居其上、謂之炕、以取其煖、奉仏尤謹、以牛負物、或鞍而乘之、遇雨多張牛革、以為禦、

という所があるが、この中に「奉仏尤謹」とある四文字のおさまりが全く悪い。『大金国志』『金志』の初興風土の文にはこの四文字はない。

仏教に関しては浮図という項があるが、その中にもこうした句は見当たらない。これはきつと『松漠紀聞』から引いたものである。『松漠紀聞』には、金朝治下の燕京の仏教事情を記して、

胡俗奉仏尤謹、帝后見像設、皆梵拜、公卿詣寺、則僧坐上座、燕京蘭若相望、……

という条があり、ここの「奉仏尤謹」の句が完全に一致する。これを女真の旧習俗の中に入れてしまつては、女真が古くから尤も篤く信仰していたのは仏教であつたということになり、事実から外れてしまふ<sup>(11)</sup>。これは偶々特徴ある語句であつたから気づくことができたが、巻三の文には他にもこうした怪しい箇所のある恐れがある。

『会編』巻三女真記事の後半部分は、女真が遼の圧政に反発し、完顔阿骨打が中心となって金朝を建てるに至るまでの経過が述べられている。この部分は表三に示したように、『契丹国志』の巻一〇、天祚紀を主材料とし、『松漠紀聞』などの記事を加えて作成してある。し

隸焉、北路太原府、汾代嵐忻石平定州岢嵐保德軍隸焉、山東東路益都濟南府、沂密濰濱淄濰登萊州隸焉、西路東平府、徐兗濟博德州泰安軍隸焉、大名府路、恩濮開滑隸焉、京兆府路、鳳翔府同華虢耀州隸焉、延安府路、鄜坊州保安綏德軍隸焉、臨洮路、蘭秦隴鞏河會川積石鎮戎軍隸焉、慶陽府路、平涼府環涇邠原寧州隸焉、會臨府路、鞏齊信州隸焉、咸寧府路、韓懿州隸焉、大赦其境、改明年元曰正元、此據張棣所記脩入、棣又云、燕京城門十二、東曰宣耀、曰施仁、曰陽春、西曰顯華、曰麗沢、曰彰義、南曰豐宜、曰景風、曰端礼、北曰通元、曰會城、曰崇智、

これは京邑の項を引用したもののようで、『会編』卷二四四の文と比べると海陵王の遷都に伴う行政区画が極めて具体的に書かれている。果してどこまでが元の形であるのかよく分からないが、ただ文末に「大赦其境、改明年元曰正元」とあるのは間違いなく『金匱経』の原文である。『建炎以来繫年要録』の注記に、張棣が「大赦其境」と云うのは事実に戻ると論じた所があることからそれが分かる。

張棣又云、大赦偽境、案亮詔云、除参酌不肆赦外、可改元貞元、棣誤也、詔書具於后、……

(卷一六四、紹興二十三年三月の条)

「其境」が「偽境」となっているのは、敵国金の境域のことだからである。『会編』には、これが「改元以赦告天下」となっている。

又、『建炎以来繫年要録』の同条には、

旧取士、無殿試、亮始復之、凡郷試三人而取一、府試四人而取一、府試分六路、河北及燕人於大興、遼之東北於会寧、山後及河東人於大同、山東人於東平、河南人於開封、関中人於河中、通以五百人為合格、殿試又黜之、榜首即授奉直大夫翰林院举文字、後又罷経義神

童等科、惟以詞賦法律而已、

金之用刑、旧有沙袋、亶立、始去之、亮立、又去杖脊、凡徒刑、止以荆決臀、為其近人心故也、徒刑五等、自五年至一年、皆使之雜作、滿則釈之、

亮又定車蓋之式、后妃車飾以金、三品以上飾以銀、自后妃至五品皆朱輪、六品以下黒緑而已、旧親王宰執用紫蓋、亮始削之、惟太子用紅、諸妃用紫、三品以上用青、皆以羅、四品五品用青、皆以絹、余不得用、

という記事がある。ここに旧取士とあるのは『金匱経』の取士、用刑とあるのは刑法の項から引かれている。車蓋之式については車轍の項を補う所がある。

又、『金匱経』の記事の大部分は張棣自身によって著わされたものようだが、所々には洪皓の『松漠紀聞』を活用している。婚姻、赦宥の項には『松漠紀聞』正篇の記事が使われている。なお『大金国志』の天会皇統科挙の条には『松漠紀聞』続篇の文が引かれている。

又、地里駅程の項の半分に当たる上京から燕京への里程も、『松漠紀聞』の記事を路順を逆に変えて用いている。

#### (四) 『会編』卷三と『金匱経』との関係

『会編』卷三には女真の建国前の状況をまとめた五千字近い長文が収められている。これは宋の重和二年(一一一八)正月十一日、金の使者李善慶が京師に至り、蔡京らが出迎えたという記事に付されたもので、『会編』を読む者のために金の歴史文化を予め紹介しようとし

隸と関連する取士の後に入れた。

赦宥は、科条と一対を成す項であるから、刑法の後に配置した。

以上諸項目の再配置は、『会編』の『金図経』を基にすれば問題なく完了する。

この他、『大金国志』卷三三二にある天文については、『会編』にも『金志』にも関連する記事が見つからないので留保した。また汴京制度は、金の第九代宣宗が遷した都の制度についてであり、『金図経』の扱った時代範囲とは無関係である。また卷三五にある雑色儀制は、『金図経』とは文章の体裁が異なる。誥勅、除授の項については、或は官品や取士の項に含まれていた文かもしれないし、独立した門としてあった可能性も無いではないが、それを示唆するものは見つからず留保とした。

ここで最初に置いた世系譜について説明しなければならない。世系譜というのは三書の孰れにも含まれてはいないが、『建炎以来繫年要録』の注記によって原本に有ったことが分かったものである。

張棟金国記世系篇、揚囑長子阿古達、生四子、宗榦、亮之父、宗俊、亶之父、宗輔、亶之父、宗弼、即烏珠、揚囑次子烏奇邁、生五子、宗慶、宗信、宗儀、皆爲亶所殺、宗元、宗直、爲亮所殺、揚囑少子薩拉囑亡、生三子、宗本、即尼瑪哈、次宗秀、次宗憲、金之譜系、尽於是焉、余同姓名、雖親戚非本宗、按棟所記、与他書不同、他書散見之、而棟有世譜甚詳、疑若可信、然用金中文字可見者参究之、則抵牾、棟以宗慶爲烏奇邁長子、而無宗馨、

(卷一三〇、紹興九年七月己亥朔の条)

案語にあるように、この世系譜は甚だ詳しいものではあったが誤りも多かった。こうした不評が、後の諸本に引用されずに終わった原因

かもしれない。この系譜は、おそらく文章ではなく、宋葉隆礼の『契丹国志』に付された「契丹世系之図」のように図譜の形をとっていたであろう。そしてこれが『金図経』と名づける由因となった図譜の一つであったと想像する。『契丹国志』の形から推すと、きっと金の地理の図も付されていたであろう。

さて若干留保した項目もあるが、これでは『金図経』の大体は復原できたと考える。世系譜と初興本末から地里駅程に至る記事は、二卷本とするのに十分な量を備えている。ただし三書とも、元の『金図経』から記事を借用する際にある程度の節略と文の書き換えを行っている。『会編』の『金図経』と『大金国志』を比較して、文面に殆ど違いのない項目、つまり表一の◎印の項については、ほぼ原形のまま引かれていると考えてよいが、そうでない項目については三書の記事を慎重に見比べる必要がある。三書の他にも『金図経』を参照したり引用したりした書物がまだ幾つかあり、項目によってはそれらも併せて読む可きである。例えば南宋熊克撰『中興小紀』<sup>(9)</sup>卷三五、紹興二十二年の条には次のような記事がある。

金国主亮、造燕京宮室、至是年、率其文武百官、遂遷都焉、亮因以燕京為中都、隸以平薊涿易雄保順遂州、号中都路、旧上京為北京、隸以興中府錦義宗利州、号北京路、遼陽府渤海故地為東京、隸以広寧府潘復登辰州、号東京路、雲中府為西京、隸以宏豊朔応蔚勝州、号西京路、開封府為南京、隸以曹单陝鄧鄭陳蔡穎宿泗、号南京路、又以河間真定平陽太原益都東平大名京兆延安臨洮慶陽会寧咸平臨潢十四府、為総管府、河北東路河間府、冀莫清滄深景州隸焉、西路真府、邢洺相定濟衛州隸焉、河東南路平陽河中府、隰懷晋沢潞解州隸



うのは、洪皓の『松漠紀聞』と『会編』巻三にある女真の旧俗を述べた記事から構成されているのである。撰者が『会編』を所有していたのならば、なぜ同書の巻二四四の記事を活用して『大金国志』の文をより良いものにしなかったのかとの疑問が起る。『大金国志』と『金志』の文は同じだとはいつても、『大金国志』には字句の誤りが多く、意味の通じない箇所も間々ある。それに比べ、『金志』の文は実に整って読み易い。それでは逆に『大金国志』の方が『金志』を元にして書かれたかという、諸項目の配列順序の説明がつかない。『大金国志』の配列順は、『金志』ではなく『会編』の『金図経』の方に近いのである。そしてまた『金志』にない項目をどこから引用してきたのかという問題が生じてしまうのである。

『金志』は、『大金国志』が巻末に近い巻三九に載せている初興風土、男女冠服、婚姻、飲食の四門を、逆に前の方に置いている。更に巻頭には初興本末という一門を設けている。これによって『金志』は一巻本として独立するにふさわしい体裁を整えている。つまり『金志』は、これ自体『金図経』の節略本と見るのが妥当である。

以上のことから無理なく導かれる答えは、『大金国志』と『金志』とは、同一か或は比較的近い系統の『金図経』に依拠したもので、片方は資料として用い、片方は節略改編を行ったということである。だからこそ配列順は異なるものの両者の項目名は全く同じであり、内容記事も字句の異同を除けば変わらないのである。一方『会編』巻二四四所引『金図経』は、『大金国志』『金志』とは違った体裁と内容をもっているから、もちろん又別の系統の鈔本を元にしたと考えられる。そうすると、『大金国志』や『金志』にある初興風土などの文と『会編』

巻三の女真記事とが似ているということは、『会編』の巻三も『金図経』を利用したということに外ならない。

なお『金志』が『説郛』などに宇文懋昭撰と記されているのは、『金志』の文が『大金国志』に酷似していたために、もと闕名撰とされていたものを、輯者が誤ってそう判断してしまったという三上氏の説のとおりであろう。

### (三) 『金図経』の復原

『会編』所引『金図経』、『大金国志』『金志』の三書がそれぞれ別の二巻本『金図経』の鈔本を使用したことを結論したところで、この三書を元にして『金図経』原本にあった項目を推定したものが表二である。この項目名と配列順は、『会編』の『金図経』を基にしている。各項目の下には各書の記事の有無を示した。

初興本末の項は、女真民族の来歴と疆域を述べたいわば『金図経』全体の序説として、また初興風土から飲食に至る四門は、建国前の女真の生活習俗をまとめたものとして、これらは巻頭に置いた。『大金国志』がこれらを巻末の方に配したのは、『大金国志』が金朝の歴史と文化を綴る書であったから、旧習俗については一種の付録記事として扱ったためであろう。これら巻頭の五門については次節にて検討する所がある。

車織は、もと旗幟と服色の間に在ったから、旗幟と冠服の間に入れればよい。

阜隸、浮図、道教の三つは、もともとこの順に並んでいたから、阜

いる。『提要』は次のようにいう。

大金国志四十卷 两江總督採進本

旧本題宋宇文懋昭撰、前有端平元年進書表一通、自署淮西歸正人、改授承事郎工部架閣、而不詳其里貫、表中有偷生淮浦、少誦父書等語、亦不知其父何人也、書中取金太祖至哀宗九主一百十七年事迹、哀集彙次、凡紀二十六卷、開國功臣伝一卷、文学翰苑伝二卷、雜録三卷、雜載制度七卷、許亢宗奉使行程録一卷、似是雜採諸書、排比而成、……詳悉檢勘、紕漏甚多、如進書表題端平元年正月十五日、而金亡即在是月十日、相距僅五日、豈遽能成書進獻、……其他如愛王作乱等事、亦多輕信偽書、冗雜失次、恐已經後人竄乱、非復懋昭原本、故抵牾若此、然其首尾完具、間有与金史異同之处、皆足資訂証、所列制度服色、亦能与金史各志相参考、故日本流伝不廢、今亦著其偽、而仍録其書焉、

(卷一一、史部六、別史類)

著者の宇文懋昭についてはよく分からない。本書の成立年代も、進書表には端平元年(一二三四)、つまり金朝の亡びた年とはあるものの信用できない。仮に南宋末に出来たものとしても、後人の筆がかなり加えられているとの酷評である。しかし制度服色などの記述については『金史』と相い参考できるとされ、それは取りも直さず引き用いた所の『金図経』の優秀さを言ったこととなる。後人の筆が入っているとはいっても、『金図経』から引いた文についてはそれほどひどい改竄は見られない。三上氏の所論でも、服色の記事には『会編』の『金図経』を補う貴重な資料の含まれていることが明らかにされている。

ところで、『大金国志』卷三九の初興風土から飲食に至る四門の記

事は『会編』の卷二四四には相当する記事がないものの、卷三にある女真関係記事とはよく似ている。これはなぜであろうか。『大金国志』が『会編』卷三の文を利用して、うまく四門に仕立て上げたのであるか。他にもまだある。『大金国志』の科条や兵制の記事は、『会編』卷二四四『金図経』の刑法や用師の文と『会編』卷三の中にある文とが合わさって出来ているのである。そうすると『大金国志』の記事は、『金図経』のみならず『会編』の卷三とも大きく関連していることになる。こうした疑問点は次節以降で次第に明らかとなる。

## (二) 『大金国志』と『金志』との関係

『大金国志』とそっくりの内容を持つものに『金志』一卷がある。宇文懋昭の撰として、元 陶宗儀輯の『説郛』および明代の『歴代小史』や『古今逸史』に収められており、各『金志』の文は三書共皆同じである(8)。全体は十六門に分けられ、初興本末に始まって、初興風土、男女冠服、婚姻、飲食、阜隸、浮図、道教、科条、赦宥、屯田、田獵、兵制、旗幟、車織、服色と並んでいる。初興本末を除くと、あとは全部項目名も記述内容も、『大金国志』と殆ど変わりはない。そうすると両書はどういう関係にあるのか。

一見、撰者が同じで内容も変わらないという所からすれば、項目数の少ない『金志』一卷は『大金国志』四十卷からの抜き書きのようにも思える。しかしそう簡単なことではないのである。もし『金志』が『大金国志』から抜き出されたものとすれば、初興本末という一門は新たに著して追加されたことになるが、ところが初興本末の内容とい

(卷一八三、紹興二十九年十月の条)

此扱張棣正隆事迹修入、棣以為庚辰年正月二十三日事、故附於此、

(卷一八四、紹興三十年正月の条)

張棣正隆事迹、載亮問大臣統軍事、在九月、而楊抗奏李申言、張忠彦劉某差除、在七月十六日、今且附七月末、

(卷一九一、紹興三十一年七月の条)

では肝心の『金凶経』の方の信頼度はどうであったのか。同じ『建炎以來繫年要録』の注記によれば、

張棣金志云、尼瑪哈、乃烏奇邁親弟薩拉噶之子、恐亦不然、今從苗耀神麓記、

(卷一、建炎元年正月の条)

楊噶廟号穆宗、此扱洪皓記聞所云、張棣凶経云、楊噶廟号神祖、是後來所改、今附此俟攷、

(卷二、建炎元年二月の条)

というように、女真帝室の系譜や廟号などの誤りがいくつか指摘されている。ともかくこれらは早くから言われた張棣の著作の弱点であり、注意しなくてはならない(7)。

### 三 『金凶経』の復原

#### (一) 『会編』卷二四四所引『金凶経』と『大金国志』との関係

既に散じてしまった『金凶経』であるが、諸書に留められているも

のを集めてみるとそれはかなりの分量になり、元形近くにまで復することができそうである。現在、張棣の『金凶経』からの引用であることが明白なのは『会編』卷二四四所引のものだけである。従って復原作業を行うには、まず『会編』所引の文を基本にして、他書にあるものを調べていくことになる。

『会編』卷二四四所引『金凶経』は十六門に分かれている。もう一度列記してみると、京邑、宮室、宗廟、禘祫、山陵、儀衛、旗幟、冠服、官品、取士、屯田、用師、田獵、刑法、京府節鎮防禦州軍、地里、駅程という順序で、それは並んでいる。各門の長さはまちまちで、十六門合わせて一巻の分量がある。これとよく似た記事が宇文懋昭の『大金国志』にもある。『大金国志』は全四十巻。金一代の歴史を紀伝体で記して、卷三三―四〇に文化関係をまとめている。このうち卷三七にある宋金両朝間の往来書と、卷四〇の許亢宗撰『許奉使行程録』を除く残り六巻は、全て金の制度、風俗に関する記事である。更にこの中で卷三三―三六と卷三八にある諸項目は、『会編』所引『金凶経』の十六門と驚くほど似ているのである。門目ばかりではない。そこに記述された内容もかなりの部分一致するのである。両者を比較した結果は、表一に掲げるとおりで、『大金国志』が『金凶経』を利用したことは確実である。

『大金国志』には『会編』所引『金凶経』には見られない門が幾つか設けられている。『大金国志』は金朝滅亡後に成った書であるから、新たに得られた金の資料を追加したものであろうか。官品や京府節鎮防禦州軍の項などは、別の資料に置き換えられている。

『大金国志』はよく知られた書ではあるが、多くの問題点を抱えて

『金図経』は姿を消し、元の時代に行われたものは、節略本の一つ『金志』と称された一巻本であった。明代に刊行された叢書『歴代小史』『古今逸史』などにも同じものが収載された。

清になると『金図経』一巻というものが現れる。『提要』にはこうある。

金図経一巻 兩淮塩政採進本

一名金国志、自京邑至族張部曲、凡十七門、陳振孫書録解題曰、淳熙中婦正人張棣撰、記金事頗詳、振孫又言、又一卷、不著名氏、似節略張棣書、其末又雜録金主亮以後事、此本僅一卷、不著棣名、疑即陳氏所稱節本也、

(卷一一、史部八、雜史類存目一)

この書は曾て陳振孫が見た『金国志』の節略本ではないかと『提要』は論じている。しかしどうにも怪しい。この書の内容は、京邑から族張部曲までの計十七門に分けられているというが、元明代の節略本の『金志』も、後述する『大金国志』に引用された所も、そうした配列になってはいない。ところが『会編』卷二四四所引の『金図経』の項目は、京邑に始まり、宮室、宗廟、禘祫、山陵、儀衛、旗幟、冠服、官品、取士、屯田、用師、田獵、刑法、京府節鎮防禦州軍、地理賦程と十六門あり、そして『会編』卷二四五に引かれた「族張部曲録」を併せると、ちょうど十七門となる。あまりにうまく符合するから、これは『会編』所引の『金図経』から取り出されたものかと疑う。「族張部曲録」というのは、『会編』巻頭の引用書目によれば、

金虜部曲族帳部

とあり、撰者名を欠いている。これを張棣の撰として『金図経』の一

部と見るのは、問題なしとしない。この『金図経』一巻は『提要』に存目として記録されただけで、その後の行方が分からず残念である。

##### (五) 張棣の書の弱点

張棣には『金図経』の他に『正隆事迹』という著書がある(6)。これは『会編』中にも数箇所引かれている。この書は清代にも伝えられて、『提要』には、

正隆事迹記一卷 兩淮塩政採進本

宋張棣撰、棣始末無考、書中但稱婦正官、蓋自金入宋之後、述所見聞也、所記皆金海陵煬王之事、始於初立、終於瓜州之變、凡十有二年、煬王凡三改元、但稱正隆、要其終也、大抵約略傳聞、疏漏殊甚、末附録世宗立後事數條、亦殊草略、不足以爲信史也、

(卷一一、史部八、雜史類存目一)

とある。これがどこまで原形を残したものは分からないが、どうにも評価は芳しくない。一方かつて『正隆事迹』を資料の一つとして使った『建炎以來繫年要録』には、『正隆事迹』についての注記が十条近くあって、これを読んだところでは、そうむやみに信用されなかったという印象は受けない。因みにその幾つかを引いてみるとこうである。

此以張棣正隆事迹、及宋翌金亮本末參修、但翌繫之明年五月、而棣所記事、与金他書多參同、故從棣事迹、附今年二月、

(卷一七六、紹興二十七年二月の条)

此挾宗翌金亮本末修入、張悌正隆事迹、二事並在来年正月、与此不同、

名に不統一が生じたものであろう。しかしこうした書物の編纂に当っては、諸資料を読み比べながらより正確なものを選択していくわけであり、資料は常に手近に置かれていた筈である。それがこれだけまことに書かれたということは、『金図経』が既にかなりの人気を得て広まっていた、読者それぞれに様々な書名で記憶されるようになっていたためと考えられる。

つづいて現れるのは『直齋書録解題』の中で、それは先掲したとおり『金国志』という名で記録されている。そして時代は変わり元朝になると、勅撰『金史』の中に、

張棣金志

と書かれている<sup>4)</sup>。さらに後世の『四庫全書総目提要』(以下『提要』と略す)の中には、『金図経』一卷というのが載せられている。

これだけ色々な書名があると、どのように呼べば良いのか困ってしまうが、古い所から見えていくと、やはり『金図経』が原名である。よって拙稿ではこの名を使用することにした。『金図経』というからには原本には図が附されていたのである。しかし図の部分は早くに無くなってしまった。多くの書名中、古い所にしか図の字が入っていないのが、それを示している。『金図経』の上誌は淳熙二年で、『会編』の完成が紹熙五年。このわずか二十年ほどの間に『金誌』という別名ができている。ここから推察すると、『金図経』は刊本ではなく、手写されて広まったものであろう。そう考えると、写し取り難い図が早くに省かれ、様々な書名のできてしまったことが容易に理解される。

『金図経』と同じく当時に珍重された洪皓の『松漠紀聞』正統二巻は、『金図経』よりも早く紹興二十六年(一一五六)に刊行され、乾道九

年(一一七三)には補遺を加えた版が刊行された<sup>5)</sup>。そして現在、その元の形が伝わっている。宋代に共に流布しながら、洪皓の書が残り、張棣の書が散佚したのは、刊本と鈔本の違いが響いたものであろう。

#### (四) 節略本の流布

さて、鈔本で広まったことにも因るのであろうが、『金図経』には早くから節略本が出現した。再び『直齋書録解題』を見ると、二巻の『金国志』の隣にもう一つ同名の書が並んでいる。

金国志一卷

不著名氏、似節略張棣書、其末、又雜錄金国事宜、及海陵以後事、書名は同じであるが、巻数は一卷。撰者名も無くなっている。「似節略張棣書」という解説は、これが単純に節略されたものではなく、ある程度違った内容、体裁になっていたことを窺わせる。そして二巻本の方には無い金国に関する雑録や、金の第四代海陵王以後の記事が附加されていた。

なお『金図経』がもと二巻であったというのは、この『直齋書録解題』にしか載っていない。陳振孫が見た時には既に図はなくなっていたであろうし、書名も変わってはいるのだが、二巻という分量は次章でふれるとおり原書のままの大きさであったと考える。先掲諸書が引用した『金図経』も、たぶんもとの二巻本であったであろう。

宋朝に於て広く読まれた『金図経』も、金が亡び代わって元と敵対するようになると、急速に忘れ去られたようである。その後二巻本の

と——、『金図経』の内容は、陳振孫の言うとおりに頗る詳しいものである。張棣は、金朝の制度が次第に中国的に整備されていく過程にも、女真民族の古い習俗にも精通した人物であった。『金図経』の記事の中で最も新しい年次は、第五代世宗の初めの事である。この時は既に建国から数えて五十年が経過しており、長期間に亘る記事が全て彼自身の見聞によって書かれたとは考え難い。また姓は張である。こうしたことから張棣は、諸情報の得易い女真人の近辺にいた漢人知識人と推測する次第である。

## (二) 『金図経』の完成年次

『直齋書録解題』は、張棣の帰義の年を淳熙中(一一七四—一一八九)と伝えているが、一方『金図経』が完成した年についてははっきりしている。南宋 李心伝の『建炎以来繫年要録』卷一六四に付された注に、

張棣金人誌云、楊噶謚大聖皇帝、廟号仁祖、而洪皓松漠記聞云、楊噶謚孝平皇帝、廟号穆宗、二書不同、案皓歸以紹興十三年、而棣之上誌、在淳熙二年、疑後來復有所改、

とある。この注は張棣の『金人誌』即ち『金図経』と、洪皓の『松漠紀聞』とを比べて、楊噶の謚や廟号が違っていることを案じたものである。ここに『金図経』が淳熙二年(一一七五)に上誌されたことが見える。『金図経』にはもともと、書き上げた年が明記されていたに相違ない。『直齋書録解題』に張棣の帰義を淳熙中としているのは、或はこの上誌の年をもとに述べたものかもしれない。

## (三) 様々な書名

張棣の『金図経』は実に様々な名で呼ばれた書物である。南宋 徐夢莘の『会編』卷二四四に引かれた所には、

張棣金虜図経曰、…

とある。また『会編』の巻頭にある引用書目一覧には、

金虜図経、一曰金虜誌、歸正官張棣

とある。書名にある虜の字は、金は南宋側から見れば野蛮な敵国であるからかく付けられたもので、書名を元どおりに書けば、「金図経、一曰金誌」となる。張棣の書を引用したものとしては、この『会編』が最も古い。『会編』は紹熙五年(一一九四)に完成している<sup>(2)</sup>。

次に張棣の書の名が見えるのは、南宋の李心伝撰『建炎以来繫年要録』である<sup>(3)</sup>。李心伝は随処に注記を設けて、引用書名や案語、考資料等載せている。その注の中から書名の部分だけを拾ってみると、このようになる。

金志 (卷一)

図経 (卷二)

金国記 (卷二三〇)

金国誌 (卷二六一)

金人誌 (卷一六四)

これは全て『金図経』のことである。一つの書の中で、これだけ違った名で呼ばれているのである。『建炎以来繫年要録』は李心伝の撰とはいっても、編纂にはおそらく多くの人員を用いたであろうから、書

『金国志』をもとにしたものである。

一、『古今逸史』の収める『金志』は、張棣の『金国志』の節略本である。撰者を張棣ではなく宇文懋昭としたのは、『金志』と『大金国志』の文が似ていたために、誤ってつけられたものである。

一、『金志』『大金国志』には、『会編』卷二四四所引の『金国志』に無い項目が含まれているが、それらは元々張棣の『金国志』の中にあつたものである。

ということである。これによって我々は、三書に散在する張棣『金国志』の記事を安心して使用できるようになった訳である。

但し三上氏のこの論考は、金朝の官制の研究に『金国志』を使用するに当たって、その信憑性を確認したものであり、論点は主に制度関係の記事に置かれて、『金国志』の金朝建国以前に関する記事については論及されずに終わっている。

張棣の『金国志』の中で、建国以前の女真の社会・生活を述べた部分というのは、実は『会編』卷二四四所引の『金国志』中には無い。

『会編』の卷三に女真の旧俗を紹介する一文が載せられていて、その中に含まれているのである。その文は一切典拠を示していないが、主に張棣の『金国志』に依つたことは、後述の如く明らかである。『会編』卷三の文には正史などからは知ることのできない女真の風俗習慣が豊富に集められており、洪皓の『松漠紀聞』と並んで貴重な資料を提供する。しかし、せっかくの有用な資料ではあるが、これを使用するには制度関係の記事以上に注意を払う必要がある。『会編』卷三の文は張棣の『金国志』以外にも幾つもの書物から引用を行っており、しかもその引用の仕方に複雑な所があるからである。また元 陶宗儀の『説

郭』などには『北風揚沙録』という書物が引かれているが、その内容がまた『会編』卷三の文と似ており、両者の関係についても確かめておかなければならない。

そこで拙稿では、三上氏の論じ残された部分も含む張棣の『金国志』の全体について、上記諸書との関係をいま一度具体的に捉えなおし、ばらばらになっている『金国志』の文を利用し易いものにする作業を行おうと思う。また三上氏の所論の中には若干の補足すべき箇所があり、これについても鄙見を述べていきたい。

## 二 張棣と『金国志』

### (一) 張棣について

南宋 陳振孫の『直齋書録解題』には、張棣の『金国志』を記してこうある。

金国志二卷

承奉郎張棣撰、淳熙中、婦明人、記金国事頗詳、

(卷五、偽史類)

ここには書名が『金国志』となっているが、これについては後に述べる。

著者の張棣について分かることは、これが全てである。婦明の人と云うことであるが、金朝で何をしていたのか、如何なる地位にあつたのか全く不明である。そこで『金国志』を見て想像を逞しくしてみる

# 張棣の『金凶経』について

今井秀周

(東洋史)

- 一 はじめに
  - 二 張棣と『金凶経』
    - (一) 張棣について
    - (二) 『金凶経』の完成年次
    - (三) 様々な書名
    - (四) 節略本の流布
    - (五) 張棣の書の弱点
  - 三 『金凶経』の復原
    - (一) 『会編』卷二四四所引『金凶経』と『大金国志』との関係
    - (二) 『大金国志』と『金志』との関係
    - (三) 『金凶経』の復原
    - (四) 『会編』卷三と『金凶経』との関係
    - (五) 『北風揚沙録』とは
  - 五 結論
- 註および表一〜三

## 一 はじめに

宋の張棣撰『金凶経』二卷は、金朝初期の制度・文化、そして金朝建国以前の女真民族の生活を記した書である。今は散佚して、徐夢莘撰『三朝北盟会編』の卷二四四に、およそ半分近くが残されている。

金の諸文化は、京邑・宮室・宗廟等々の項目を設けて区分され、その内容は詳細で、『金史』の記事を補い得る所も少なくない。宋朝では女真についての詳しい情報源として評価の高い書であったようで、金代女真の研究には有用な書物の一と考えられるが、今となっては完本が伝わらないために利用しづらい資料となっている。

一般に金の制度・文化に関してまとまった書物としては、宇文懋昭の『大金国志』四十巻が知られている。問題点の多い書ではあるが、この文化志の部分には珍しい資料が含まれ、比較利用されることが多い。また『説郛』や『古今逸史』の中には、『大金国志』とは別に、宇文懋昭撰とする『金志』一卷なるものが収められている。ところが、この両書の内容と『三朝北盟会編』(以下『会編』と略す)卷二四四に引かれた『金凶経』とを見比べると、その大部分が同じなのである。とはいっても、それぞれの記事には精粗の違いがあり、字句の異同も多々あって、かつては三書の相似を指摘しつつも、各記事を別々のものとして適宜使用することが多かったようである。

三書の記事の関連について明確な論証を行ったのは、三上次男氏の論考「張棣の金国志(金凶経)について」であった<sup>(1)</sup>。その結論を要約すれば――

一、宇文懋昭撰『大金国志』の制度・文化関係記事は、主に張棣の